

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令案

規制の名称：届出対象となる養殖業の規定

規制の区分：新設、改正（**拡充**）、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：水産庁増殖推進部栽培養殖課

評価実施時期：令和4年10月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

近年、多額の投資と高度な技術を用い、陸地において海面と同様の生育環境を整備した養殖場を設置して海水魚等を養殖するなど、新たな養殖方法を取り入れた養殖業が営まれ始めている。

これらの陸地において営まれる養殖の事業（以下「陸上養殖」という。）は、我が国の漁業・養殖業生産量が暫減傾向にある中で、漁場・生産量の拡大といった意味で将来有望な技術であるが、上記の新たな養殖方法を取り入れたものは、排水等に伴う周辺環境への影響等についての十分な知見が無いことから、持続的かつ健全に発展させていくためには、養殖場の所在地など当該陸上養殖の実態を把握し、陸上養殖場で発生した魚病が周辺の河川にまん延する等といった、良質な水産物の供給の機能や周辺の自然環境の保全など多面的機能の発揮に支障が生じかねない状況が生じたときに、速やかに措置を講じうる体制を整備する必要がある。

このため、内水面漁業の振興に関する法律施行令において、新たな養殖方法を取り入れた陸上養殖を届出養殖業として規定し、陸上養殖を営もうとする者は、開始する日の1月前までに、養殖場の住所等を国に届け出なければならないものとする。

本規制を実施しない場合、陸上養殖場において魚病が発生し周辺河川にまん延した際等に、行政による状況把握に時間を要し、措置が遅れることで、周辺環境への被害拡大を招くおそれがある。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

①に記載のとおり、内水面における陸上養殖として従来から行われている淡水掛け流し式養殖以外に、近年、新たな養殖方法(閉鎖循環式)を取り入れた陸上養殖の取組が増加傾向にあり、今後もその状況が続くことが予想される。

○陸上養殖業者の推移

約 300 ありと推計される陸上養殖業者のうち、令和 3 年度の調査において回答のあった 85 事業者の実態を基にした推移。

(事業者)

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
39	41	44	49	58	64	70	78	85

R4	R5	R6	R7	R8
92	99	106	113	120

資料：令和 3 年度陸上養殖実態調査委託事業調査報告書

※R4～R8 は、H28～R3 の増加量の平均値(7 事業者/年)から推計。

しかし、これらの新たな養殖方法を取り入れたものは、排水等に伴う周辺環境への影響等についての十分な知見が無いことから、持続的かつ健全に発展させていくためには、養殖場の所在地など当該陸上養殖の実態を把握し、陸上養殖場で発生した魚病が周辺の河川にまん延する等といった、良質な水産物の供給の機能や周辺の自然環境の保全など多面的機能の発揮に支障が生じかねない状況が生じたときに、速やかに措置を講じうる体制を整備する必要がある。

【規制以外の政策手段】

陸上養殖の実態を把握するに当たっては、国による実態把握調査の実施などの政策手段が考えられるが、調査への回答が任意となるため十分な効果が得られないことから、規制手段の採用が妥当である(令和 3 年度陸上養殖実態調査委託事業では、調査対象候補約 300 事業者のうち回答が得られたのは約 30% (85 事業者)のみ)。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

当該規制の対象となる陸上養殖業者は、約 300 事業者と推測される（令和 3 年度陸上養殖実態調査委託事業の結果）。

当該規制を導入することにより、陸上養殖業者は、陸上養殖を開始する際に届出書の提出が必要になるとともに、年に 1 度、実績報告書を提出する必要がある。仮に、担当者の時給を 2,800 円（平成 27 年民間給与実態統計調査及び平成 27 年労働統計要覧を基準）とし、届出書と実績報告書の書類作成及び提出により、それぞれ 1 時間の作業を要すると仮定すると、規制を導入した初年度は、1 事業者当たり約 6,000 円の費用が生じるものと予想される。

以上から、180 万円（300 事業者×6,000 円）の遵守費用が生じると見込まれる。

【行政費用】

当該規制を導入することにより、国は陸上養殖業者から提出される約 600 件（300 事業者×2）の届出書及び実績報告書の確認作業等が必要となる。

国の職員の時間単価を 2,800 円（国家公務員給与等実態調査及び労働統計要覧を基準）とし、対応する職員を 1 名、1 件の届出書又は実績報告書の処理に要する時間を 10 分と仮定すると、1 件当たり約 500 円の費用が生じるものと予想される。

以上から、30 万円（600 件×500 円）の行政費用が生じると見込まれる。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

規制緩和ではない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

陸上養殖を届出養殖業として規定し、陸上養殖業者に対し届出及び実績報告書の提出を義務付けることで、国は養殖場の住所、養殖の方法等の実態を確実かつ容易に把握することが可能となる。

これに伴い、陸上養殖場で発生した魚病が周辺の河川にまん延する等といった、良質な水産物の供給の機能と周辺の自然環境の保全など多面的機能の発揮に支障が生じかねない状況が生じたときに、行政により速やかに措置を講じうる体制を整備することが可能となるとともに、養殖業者にとっては、養殖場で魚病等が発生した場合に被害を拡大させるリスクが軽減されることが期待される。

具体的な措置の例としては、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第7条の2に基づく、所有又は管理している養殖水産動植物が特定疾病にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見した時の届出義務や、同法第8条に基づく、特定疾病がまん延するおそれがある時の都道府県知事による移動制限命令等を想定している。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

陸上養殖業者の実態を把握するために、現在は国が委託事業により調査を実施しているが、規制の導入により調査に係る費用800万円が不要となるとともに、陸上養殖業者が回答するのに要した費用27万円（90万円（⑩参照）×回答率実績30%）が不要となる。

また、魚病被害は魚種、範囲、期間等事案毎に異なるため、便益の定量化は困難であるが、令和2年の魚病推定被害額が全体として約111億円で、前年（約103億円）から増加している状況にあつて、本措置は、魚病被害額の増加の抑制に資することが期待される。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

規制緩和ではない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

陸上養殖場で発生した魚病が周辺の河川にまん延する等といった、良質な水産物の供給の機能と周辺の自然環境の保全など多面的機能の発揮に支障が生じかねない状況が生じたときに、速やかに措置を講じる体制を整備することにより、安定的な漁業経営が可能となり、持続的な陸上養殖の拡大が図られるとともに、養殖生産量の増加、地域の雇用の創出等につながることを期待される。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

当該規制の導入に係る費用として、遵守費用が180万円、行政費用が30万円（上記③参照）見込まれる。

一方、便益については、現在実施している国による実態把握調査に係る費用800万円が不要となるとともに、陸上養殖業者が回答するのに要した費用27万円が不要となる。また、定量化することは難しいが、令和2年の魚病推定被害額が全体として約111億円で、前年（約103億円）から増加している状況にあって、本措置は、魚病被害額の増加の抑制に資することが期待される。

さらに、波及的な影響として、良質な水産物の供給の機能と周辺自然环境の保全など多面的機能の発揮に支障が生じかねない状況が生じた場合に、速やかに措置を講じる体制を整備することにより、安定的な漁業経営が可能となり、持続的な陸上養殖の推進が図られるとともに、養殖生産量の増加、地域の雇用の創出等につながることを期待される。

以上のとおり、様々な効果が見込まれることから、当該規制を導入することが妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

当該規制の代替案としては、次のような代替案が想定される。

【代替案の内容】

陸上養殖の実態把握調査を実施する。

【費用】

遵守費用

当該規制の対象となる陸上養殖業者は、約 300 事業者と推測される。担当者の時給を 2,800 円（平成 27 年民間給与実態統計調査及び平成 27 年労働統計要覧を基準）とし、回答の作成に 1 時間の作業を要すると仮定すると、1 事業者当たり約 3,000 円の費用が生じるものと予想される。

以上から、300 事業者すべてから回答を得られた場合、90 万円（300 事業者×3,000 円）の遵守費用が生じると見込まれる。

行政費用

実態把握調査として 800 万円を要する。（令和 3 年度陸上養殖実態調査委託事業実績）

【効果】

実態把握調査において確実に回答が得られれば、規制と同等の効果が見込まれる。

ただし、任意回答のため、令和 3 年度実績では回答率が 30%と低く、実態把握調査だけでは陸上養殖の実態を把握しきれないことから、十分な効果を得られない可能性がある。

【費用と効果（便益）の比較】

当該規制の導入に係る費用は、遵守費用として 90 万円が見込まれるほか、実態把握調査の行政費用として 800 万円が必要となる。

一方、便益については、十分な効果が見込まれない。

【規制案と代替案の比較】

規制案と代替案を比較すると、代替案の方が費用が大きく、規制案のような効果も見込まれないことから、規制案を採用することとする。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

特になし。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

当該規制については、施行から 5 年後に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

魚病被害額により効果を把握する。